

徳島海区漁業調整委員会の委員候補者の評価基準

(目的)

第1条 この評価基準は、徳島海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱（以下「選任要綱」という。）第9条に規定する評価の基準について、徳島海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）、徳島海区漁業調整委員会の推薦及び募集要領に定める応募要件のほか、必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 評価委員会は、選任要綱第5条又は第6条により提出された書類の内容及び設置要綱第7条に規定する意見聴取等をもとに、別表により評価する。

(留意事項)

第3条 評価委員は、前条の評価に加え、次に掲げる事項に留意の上、委員候補者を評価するものとする。

- (1) 漁業者委員については、営む又は従事する漁業の種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないこと。
- (2) 委員会全体の構成にあつては、年齢及び性別に著しい偏りが生じないこと。
- (3) その他評価委員会で定める事項

(評価の非公開)

第4条 評価委員会での評価内容は、原則非公開とする。

附 則

この基準は令和2年11月10日から施行する。